

立川市地域防災計画の主な修正内容

- 重点項目 1. 能登半島地震の教訓を踏まえた多様な避難への対応
 2. 都市型水害への対策
 3. 特定避難所としての立川競輪場の位置づけ
 4. 医療救護体制の強化
 5. 帰宅困難者対応策の充実
 6. 関連機関との連携強化
 7. その他

重点項目1 能登半島地震の教訓を踏まえた多様な避難への対応

主な修正内容	立川市地域防災計画における修正箇所及びポイント
①多様性を考慮した避難所運営	<p>避難所運営の多様性について追記</p> <p>○第2部 第4章 第3節 第2項 避難所の開設・運営</p> <p>(2) 避難所の開設・運営体制の構築 また、避難所となる施設の改修等にあわせ、要配慮者の利用を想定した車椅子利用者対応トイレの設置や洋式化を進める。さらに、育児・介助者同伴での利用や性別に関わらず利用できるトイレを確保するなど、避難所におけるトイレのバリアフリー化を引き続き推進する。</p> <p>○第3部 第10章 第5節 一次避難所の開設・運営</p> <p>(4) 女性・性的マイノリティのニーズへの配慮 男女のニーズの違いや多様性等を考慮した避難所運営を次のとおり行う。</p> <p>① 困りごとや不足している物資に関する要望を把握する。 ② 受け手の立場を考えて多様なニーズにあわせた物資の配布を行う。 ③ 各避難所の運営には、必ず女性も意思決定に参画する。 ④ 女性や要配慮者にも配慮してトイレを設置する。 ⑤ 洗濯物を干す場所や着替える場所、授乳場所等については、プライバシー保護の視点を踏まえてスペースを確保する。 ⑥ 女性や性的マイノリティの方へ配慮された避難所運営を行うための体制を整備する。 ⑦ 避難所の巡回等の防犯対策を行う。</p>
②発災直後の避難所運営のための準備	<p>事前に避難所の施設利用計画を作成することの促進を追記</p> <p>○第2部 第3章 第4節 避難所の運営</p> <p>発災直後に行政が関わることは非常に困難なため、避難者が避難所に到着した場合、地域住民の安否確認、避難者名簿の作成、食料や毛布等の生活必需品の提供など運営委員会による自主的な運営ができるようにしておくことが重要となる。発災直後でもスムーズに避難所運営ができるよう、あらかじめ避難所内の配置図などの施設の利用計画を作成するよう努める。さらに、全国各地からの支援も期待できることから、避難所における支援の受入についても検討しておく必要がある。</p>
③多様な視点での訓練の支援	<p>防災訓練に女性や要配慮者、外国人等多様な視点を持つことを追記</p> <p>○第2部 第4章 第2節 第3項 防災訓練の充実</p> <p>【施策の方向性と事業計画】 (2) 地域の防災訓練の充実 ・ ・ ・ 中略 ・ ・ ・</p> <p>効率的・効果的な防災訓練を実施するため、各防災NPOの協力や、企画公募型防災イベントの募集等の支援を行う。また、立川女性防火の会等の自主防災組織と連携し女性や要配慮者、外国人等多様な視点での訓練の支援をする。</p>

主な修正内容	立川市地域防災計画における修正箇所及びポイント
	<p>多様な参加者の拡大を図るため、広報のあり方を工夫・改善する。 自治会単位の訓練を開催し充実させるため、地域の防災リーダーを育成する。 立川女性防火の会： 防火防災思想の普及や防災行動力の向上等を目的として、地域で活動する女性を会員とした自主防災組織である。女性の視点から風呂敷を活用した防災訓練指導や家具類の転倒・落下・移動防止対策等、防火防災意識の普及啓発活動を行う。</p> <p>○第2部 第4章 第2節 第3項 防災訓練の充実</p> <p>【施策の方向性と事業計画】 (2) 事業所・商店街と地域との協力体制の整備 防災事業の継続や地域の自治会等と連携した活動を行うため、商店街の防災組織づくりを推進する。 事業所が、災害時に避難所としての駐車場の提供や、救援救助のための重機等の提供など、地域の防災体制を支援するためのしくみづくりを進める。 地域の防災活動を活性化していくほか、防災活動に女性の視点を反映し、発生する多様なニーズを解決できる女性の防災人材の育成を行う。 市民の意識啓発を行うため、総合防災訓練や、地域が行う防災訓練等での防災用品の展示などに協力を要請する。</p>
④多様な避難	<p>在宅避難や車中泊避難に関する支援を追記</p> <p>○第2部 第4章 第3節 第2項 避難所の開設・運営</p> <p>【現状と課題】 また、災害対策基本法の改正により、避難所の環境整備を図るほか、避難所以外での場所に滞在する被災者への配慮が努力義務化された。在宅避難者等の拠点や車中泊避難を行うためのスペースの設置等の支援策を検討する必要がある。一方で、また、市職員の定数減少や市内居住者の減少、避難所機能の増加、風水害時における早期避難所開設により、対応人員の確保が課題となっている。</p> <p>○第2部 第4章 第3節 第2項 避難所の開設・運営</p> <p>【施策の方向性と事業計画】 (1) 避難所の指定 今後、在宅避難や車中泊避難など多様な避難方法が選択されると予想され、これらの避難所外避難者に対する支援方策を検討する。特に、車中泊やテント泊については、外気温の変化の影響を受けやすく、狭く横になれない場合エコノミークラス症候群等の健康被害の懸念があるほか、オープンスペースは様々な応急対策活動の拠点として活用されるため、市民の安全な避難について多方面から検討する。</p> <p>○第3部 第12章 第3節 食料の確保・供給</p> <p>(2) 需要の把握 ① 供給対象者 食料の供給対象者は次のとおりである。 ○ 避難情報に基づき、避難所に収容された人 ○ 住家が被害を受け、炊事の不可能な人 ○ 供給機能が混乱し、通常の供給を受けることが不可能となった人（在宅避難者、車中泊避難者など） ○ 帰宅困難者 ○ 災害応急対策活動の従事者 ○ 学校等の児童・生徒や教職員等 ○ その他必要と認められる人</p>

主な修正内容	立川市地域防災計画における修正箇所及びポイント
①異常気象の発生	<p>極端な異常気象の発生について明記</p> <p>○第1部 第3章 第1節 (5) 気象</p> <p>近年、極端な異常気象の発生が増えており、記録的な豪雨や竜巻等の発生の懸念がある。</p>
②風水害の発生予見性と事前準備	<p>市民の風水害への事前準備の促進を追記</p> <p>○第2部 第3章 第3節 避難・誘導</p> <p>市民は、情報入手手段となる携帯ラジオ等を事前に準備しておくとともに、避難場所や避難路、その周辺の状況等を日ごろから防災マップ等を活用して確認しておくことが必要となる。風水害は気象情報等から災害発生を予見できることもあり、被害が大きくなる前に避難を開始することが命を守ることにつながる。気象の状況にあわせて適切な避難行動をとることができるよう防災行動計画(マイ・タイムライン)を作成することが有用である。</p> <p>○第2部 第4章 第1節 第5項 河川の氾濫、浸水対策</p> <p>【現状と課題】</p> <p>(3) 水害に関する避難情報の提供</p> <p>残堀川が氾濫した場合の浸水する範囲や深さを事前に把握するため、東京都が「残堀川流域洪水浸水想定区域図」を作成・公表している。また、多摩川が氾濫した場合の浸水する範囲や深さを事前に把握するため、国土交通省京浜河川事務所が「多摩川洪水浸水想定区域図」を作成・公表している。</p> <p>市内の内水氾濫に関しては、立川市に大雨が降り、下水道その他の排水施設の能力不足や河川の水位上昇に伴い雨水を排水できない場合に、浸水が予想される区域と水深を立川市が「立川市内水浸水想定区域図」として作成・公表している。</p> <p>・・・中略・・・</p> <p>(4) 市民自らの防災行動計画作成の促進</p> <p>水害時の人的被害を減少させるため、市民が適切な避難行動をとることができるよう、市民自らの防災行動計画(マイ・タイムライン)の作成を促進することが必要である。</p> <p>○第2部 第4章 第1節 第5項 河川の氾濫、浸水対策</p> <p>【施策の方向性と事業計画】</p> <p>(3) 水害に関する避難情報の提供</p> <p>河川の氾濫や集中豪雨等の災害情報を速やかに提供し、市民自ら被害を軽減できるような情報収集、提供のしくみづくりを進める。なお、国土交通省京浜河川事務所が平成28(2016)年5月に「多摩川水系多摩川、浅川、大栗川洪水浸水想定区域図」を告示し、また、東京都が令和6(2024)年2月に「残堀川流域洪水浸水想定区域図」を指定し、立川市が令和6(2024)年11月に「立川市 内水浸水想定区域図」を作成したことから、令和6(2024)年12月にハザードマップを更新し、市のホームページで公開している。</p> <p>浸水想定区域等の範囲内にある要配慮者利用施設に対し、「避難確保計画の作成」及び「避難訓練の実施」の必要性を十分に説明し、確実な取組を働きかける。</p> <p>毎年実施している立川市・昭島市・国立市・立川消防署・昭島消防署と連携した水防訓練を継続していく。また、水害に対する避難情報の判断基準(具体的な考え方)及び伝達の方法を明確にした「水害に対する避難情報の判断・伝達マニュアル」の習熟を図る。</p> <p>(4) 市民自らの防災行動計画作成の促進</p> <p>水害時に市民が適切な避難行動をとることができるよう「東京マイ・タイムライン」等の普及拡大により、市民自らの防災行動計画(マイ・タイムライン)作成を促進する。</p> <p>【取組事例】</p> <p>防災行動計画(マイ・タイムライン)作成の推進</p>
③河川の氾濫と浸水対策	<p>都市型水害を踏まえた浸水対策を追記</p> <p>○第2部 第4章 第1節 第5項 河川の氾濫、浸水対策</p>

主な修正内容	立川市地域防災計画における修正箇所及びポイント
	<p>【現状と課題】</p> <p>(1) 河川・水路の状況</p> <p>近年、立川市内でも短時間に数 10 mmの雨量をもたらす局地的大雨が発生し、東京都内でも時間降雨量が 100 mmを超えるような集中豪雨が発生している。市街化が進んだ市街地では内水氾濫や河川浸水等の被害が多く発生するようになってきている。</p> <p>多摩川（一級河川、国管理）では、概ね 200 年に 1 回程度の確率で発生する大雨による氾濫に対応した堤防等の改築が進められ、市内の多摩川の堤防はほぼ整備が済んでいるが、一部、堤防高不足の箇所があり、平成 26（2014）年度に工事を行い解消した。</p> <p>・・・中略・・・</p> <p>なお、残堀川では、時間雨量 50mm 対応の整備が概成している。一方で、近年の時間 50 mm を越える豪雨が増加している現状から、東京都では、豪雨対策基本方針を令和 5 年に策定し、多摩部においては、「流域対策による河川への流出抑制効果を含め、気候変動を踏まえた年超過確率 1/20 の規模相当の降雨に対し、溢水を防止していく。」としている。豪雨対策基本方針における「気候変動を踏まえた年超過確率 1/20 相当の降雨」とは、多摩部では 1 時間当たり 75 mm になる。それに対して、河川だけで 75mm 相当を流せるよう整備するのではなく、河川・下水道・流域対策等を組み合わせて溢水を防止していく計画である。</p> <p>(2) 浸水の状況</p> <p>近年、豪雨、台風等による局地的な大雨等が頻発し、全国各地で浸水被害が多発している。大雨による浸水被害は、住民生活・社会経済活動に直結し大きな影響を及ぼしている。また、局地的な大雨以外にも、都市化の進展に伴い土地がアスファルトやコンクリート等で覆われたことにより、いっときに集中して雨水が流出することが浸水被害の発生する要因の一つとなっている。</p> <p>○第 2 部 第 4 章 第 1 節 第 5 項 河川の氾濫、浸水対策</p> <p>【施策の方向性と事業計画】</p> <p>(2) 浸水の対策</p> <p>空堀川上流域南部地域において、東京都による広域的な雨水幹線が整備予定である。市では多摩川上流処理区空堀川流域の雨水管の整備のほか、既設浸透施設の清掃や改良等、地域の浸透能力を確保する雨水対策を推進する。</p> <p>また、多摩川上流処理区残堀川流域では、浸水被害のあった箇所を優先に公共下水道（雨水管）を整備する。</p> <p>雨水の流出を抑制させるため、民間開発や住宅等の新築、建て替えの際に、道路や宅地内等に雨水貯留浸透施設の設置を促進する。また、既存の宅地内等について、雨水浸透施設を設置する費用を助成し、雨水浸透施設の設置を促進する。また、立川市宅地開発等まちづくり指導要綱に基づき、開発事業を行う事業者に対しては、総合治水対策として雨水貯留施設の設置を求めるとともに公共施設への雨水貯留浸透施設の設置を促進する。</p> <p>さらに、近年では、浸水リスクを評価し、雨水整備の優先度の高い地域を中心に浸水対策を実施することが求められている。これを踏まえて本市では、当面・中期・長期の施設整備の方針等の基本的な事項を定める立川市雨水管理総合計画を策定し、浸水対策を計画的に進める。</p> <p>【取組事例】</p> <p>残堀川及び空堀川流域の雨水管の整備 雨水浸透施設の設置促進 立川市雨水管理総合計画の策定</p>
④道路冠水の防止	<p>道路冠水の防止を追記</p> <p>○第 2 部 第 4 章 第 1 節 第 2 項 道路・橋りょうの整備</p> <p>(4) 道路冠水の防止</p> <p>大雨によるアンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する必要がある。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進する必要がある。</p>

主な修正内容	立川市地域防災計画における修正箇所及びポイント
	<p>○第2部 第4章 第1節 第3項 オープンスペースの確保</p> <p>(4) 道路冠水への対策 国、東京都、市等は、管理区分に応じて、豪雨時に冠水のおそれのあるアンダーパス等の冠水対策及び河川の洗堀防止や橋りょうの架け替え等の対策を行う。</p>
⑤河川に関する情報	<p>氾濫発生情報を東京都が発表することを追記</p> <p>○第4部 第2章 第2節 河川に関する情報</p> <p>水防法では「洪水予報河川」、「水位周知河川」、「水防警報河川」、「水位周知海岸」を指定し、それぞれの情報を発表し、伝達することを定めている。また、東京都は都管理河川において、河川の氾濫を確認したときは、氾濫発生情報を発表する。</p>
⑥東京都と連携した水防活動	<p>「東京都管理河川の氾濫に関する減災協議会」を追記</p> <p>○第4部 第3章 水防活動</p> <p>洪水による水害を警戒し、防御し、これによる被害を軽減する目的を持って、水防活動が迅速かつ効果的に行える体制を確立するため、立川市水防計画を定める。 「東京都管理河川の氾濫に関する減災協議会」等により東京都等と連携体制を構築する。 ※ 関連資料 「立川市水防計画」参照</p>
⑦水防非常配備態勢	<p>水防第二非常配備態勢の発令を追記、水防第一非常配備態勢の活動内容の精査</p> <p>○関連資料 風水害等</p> <p>② 水防非常配備態勢 警防本部長は、水災に対処するため気象状況及び災害状況に応じ、次の区分により水防非常配備態勢を発令するものとする。 ただし、方面隊長及び署隊長は、大雨等による被害の発生が予想され、又は発生した場合、水防第二非常配備態勢までを発令することができる。</p> <p>○関連資料 風水害等</p> <p>水防第一非常配備態勢 活動内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 水防部隊の編成及び署隊運用 2. 救命ボートの運用準備 3. 水防資器材の点検整備 4. 関係機関との連絡、情報の収集 5. 庁舎施設の防護 6. 河川の巡視による情報収集、水災発生危険箇所の把握及び広報 7. 警防本部、方面隊本部等への報告連絡

重点項目3 特定避難所としての立川競輪場の位置づけ

主な修正内容	立川市地域防災計画における修正箇所及びポイント									
①特定避難所の位置付けと指定	<p>特定避難所の位置付けと指定を追記</p> <p>○第2部 第4章 第3節 第2項 避難所の開設・運営</p> <p>【現状と課題】</p> <p>■避難所の位置付け</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>東京都における名称</th> <th colspan="2">立川市における位置付け</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所</td> <td>一次避難所</td> <td>震度5強以上の地震が発生した場合に開設する</td> </tr> <tr> <td></td> <td>特定避難所</td> <td>場所</td> </tr> </tbody> </table>	東京都における名称	立川市における位置付け		避難所	一次避難所	震度5強以上の地震が発生した場合に開設する		特定避難所	場所
東京都における名称	立川市における位置付け									
避難所	一次避難所	震度5強以上の地震が発生した場合に開設する								
	特定避難所	場所								

主な修正内容	立川市地域防災計画における修正箇所及びポイント
--------	-------------------------

○第2部 第4章 第3節 第2項 避難所の開設・運営

【施策の方向性と事業計画】

(1) 避難所の指定

被害想定結果に基づき、地区別に一次、二次避難所及び特定避難所を指定する。一次避難所及び特定避難所は、震度5強以上の地震が発生した場合に開設する避難所とする。二次避難所については、一次避難所の避難者受入状況を踏まえて開設する施設とする。なお、避難者が避難所の収容定員を超える場合に備え、市内の高等学校や大学等との連携を図る。

○第2部 第4章 第3節 第3項 避難誘導體制の整備

【施策の方向性と事業計画】

(3) 避難誘導方法の確立と体制の整備（2段階避難方式）

○第3部 第10章 第3節 一時 (いっとき) 集会所・避難所・広域避難場所等の指定

(5) 特定避難所の指定

立川競輪場を特定避難所として指定する。立川競輪場が隣接する高松町二丁目は、総合危険度が高い地域であることから近隣住民の要望を受けて指定したもの。特定避難所は立川市独自の考え方として、災害時に複数の役割を担う施設に避難所の機能を加えた施設として定義する。立川競輪場が持つ本来の防災機能（帰宅困難者対策、他自治体職員受入拠点等）を損なうことなく新たに避難所としての役割を付加する。

②特定避難所の開設

特定避難所の開設を追記

○第2部 第3章 第3節 避難・誘導

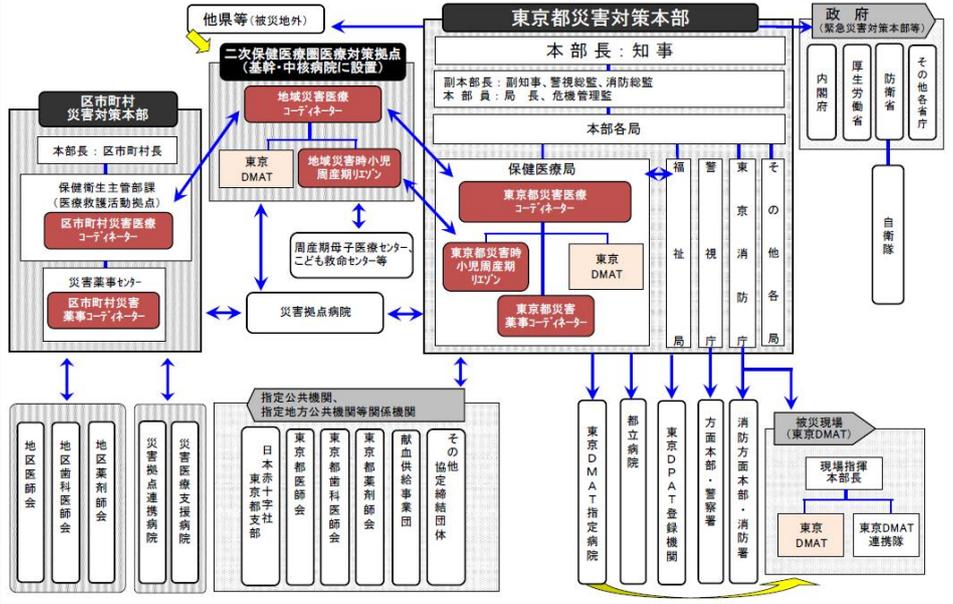
大規模災害により自宅が全半壊または倒壊が見込まれる場合、市民は公共施設などの避難所へ避難する。開設の順番としては、一次避難所である小中学校等及び特定避難所を開設し、被害の状況により市は学習館や福祉会館などの二次避難所、保育園や福祉作業所などの福祉避難所を開設する。さらに不足する場合にはオープンスペースである市内公園や広域避難場所等を使用する。

○第3部 第10章 第6節 特定避難所の開設・運営

特定避難所は、避難してきた地域住民が主体的に開設する。場所は、立川競輪場集合棟とする。運営は、避難してきた地域住民が主体的に実施し、競輪場対応班（事業課）は運営を支援する。

主な修正内容	立川市地域防災計画における修正箇所及びポイント
①医療救護体制	<p>医療救護対策本部の設置を健康会館から立川市子育て支援・保健センターに変更</p> <p>○第2部 第4章 第4節 第4項 医療・救護体制の整備</p> <p>【施策の方向性と事業計画】 (1) 医療救護体制の整備 災害時に設置する医療救護対策本部については、立川市子育て支援・保健センターに設置することを位置付けているが、災害対策本部との連絡体制への影響等を考慮し、場合によっては市庁舎へ設置することも可能とする。</p>
②医療救護体制の地域的な偏在	<p>医療救護体制の地域的な偏在について追記</p> <p>○第2部 第4章 第4節 第4項 医療・救護体制の整備</p> <p>【現状と課題】 ③ 医療救護体制の地域的な偏在について 緊急医療救護所の設置場所は、立川駅周辺地域に集中しているため、市の北部（五日市街道沿線）や南部（多摩川沿い）における医療救護体制の地域的な偏在の解消が課題となっている。市は立川市医師会、立川市歯科医師会、立川市薬剤師会と緊密に連携し、課題の解消について検討する。</p>
③医薬品・医療資器材の確保と供給	<p>医薬品・医療資器材の確保と供給について追記</p> <p>○第2部 第4章 第4節 第4項 医療・救護体制の整備</p> <p>【現状と課題】 (2) 医薬品・医療資器材の確保と供給 緊急医療救護所で使用する医薬品・医療資器材については、緊急医療救護所設置病院もしくは立川市の備蓄庫に備蓄する。 発災後に医薬品が不足した場合は、市が設置する災害薬事センターから災害薬事コーディネーターが市薬剤師会や薬局等に供給を要請する。不足が解消しない場合には、東京都に都備蓄分の供出を要請する。さらなる不足が生じるときは、卸販売業者に医薬品等を発注する。卸販売業者での調達が不可能な場合は、東京都に調達要請をする。</p>
④通信手段の確保	<p>通信手段の確保について追記</p> <p>○第2部 第4章 第4節 第4項 医療・救護体制の整備</p> <p>【施策の方向性と事業計画】 (5) 通信手段の確保 災害時に災害関連情報を関係機関と迅速に共有し、医療救護活動を展開していくことが重要である。発災時に確実に機能する通信手段を確保するため、災害に強い情報伝達手段の活用や手段の多角化など情報通信体制の強化を図っていく必要がある。</p> <p>① 通信インフラの被害予測 東京都立川市で震度5強以上の大地震が発生した場合、通信インフラは以下のような損傷を受ける可能性がある。</p> <p>ア 固定電話： 損傷：電話回線の断絶や局舎の損傷による影響。 時間：数時間から数日間利用できなくなる可能性あり。</p> <p>イ 携帯電話： 損傷：基地局の破損や通信回線の混雑、電力供給の停止。 時間：数時間から数日間、特に通信が集中する時間帯で利用困難になることあり。</p> <p>ウ インターネット： 損傷：光ファイバーの切断や通信機器の故障。 時間：数時間から数日、復旧には時間がかかる可能性あり。</p>

主な修正内容	立川市地域防災計画における修正箇所及びポイント								
	<p>工 電力供給： 損傷：停電により通信機器が機能しなくなる場合。 時間：停電の復旧状況に依存し、数時間から数日間影響を受ける可能性あり。</p> <p>② 予想される状況 初期段階：地震直後は通信が集中し、特に携帯電話の利用が困難になることが予想される。これにより、安否確認や緊急連絡が難しくなる可能性がある。 中期段階：数時間後、固定電話や公衆電話が利用できる場合はあるが、インターネットや携帯電話の復旧には時間がかかる可能性がある。 長期的な影響：通信インフラの修復が進むまで、数日間は不安定な状況が続く可能性がある。</p> <p>③ 通信インフラの確保 地上の通信が困難な状況となる可能性を考慮し、緊急連絡手段として「衛星ブロードバンドインターネット」の活用を事前に検討する必要がある。</p> <p>ア 通信インフラの独立性： 地震によって地上の通信インフラが損傷した場合でも、衛星を利用することでインターネット接続が可能となり、情報の収集や発信を行うことができる。</p> <p>イ 迅速な情報共有： 衛星ブロードバンドインターネットを利用することで、災害時であっても災害対策本部や関係機関との連絡が途絶えることなく迅速に行え、適切な対応が可能になる。</p> <p>ウ 遠隔地との連携： 衛星ブロードバンドインターネットを利用することで、国や東京都・他自治体の災害対策本部と連携する際にも高速なデータ通信が可能となり、情報をリアルタイムでのやり取りすることができる。</p> <p>エ 避難所などへの通信手段： 市内避難所や主要拠点での通信手段として活用でき、住民への情報提供や安否確認が容易になる。</p> <p>オ 導入の考慮点 機材の設置と管理：衛星通信機器の設置、運用、保守のための体制を整える必要がある。 訓練と運用：職員が衛星インターネットを迅速に利用できるよう、適切な訓練を行う必要がある。</p>								
⑤医療救護活動の連携	<p>市災害歯科医療コーディネーター、災害薬事コーディネーターを追加</p> <p>○第3部 第8章 医療救護</p> <p>(1) 基本方針 市は、市災害医療コーディネーター・市災害歯科医療コーディネーター・災害薬事コーディネーター・立川市医師会、立川市歯科医師会、立川市薬剤師会と連携して、人的被害、病院、診療所、歯科診療所及び薬局の被害状況や活動状況等を把握し、関係機関で情報収集するとともに圏域内の地域災害医療コーディネーターに対して報告する。 また、各医療救護所の設置状況や医療機関の活動状況を地域住民に周知するとともに、地域住民の健康相談に応じる体制を整備する。 ・・・中略・・・</p> <p>【災害薬事コーディネーター】</p> <table border="1" data-bbox="512 1731 1465 2033"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>説 明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都災害薬事コーディネーター</td> <td>災害時に、都が薬事に関する活動の総合調整を適正かつ円滑に行えるよう支援する者であり、東京都災害医療コーディネーターをサポートすることを目的として、都から任命された者</td> </tr> <tr> <td>立川市災害薬事コーディネーター</td> <td>市が行う保健医療活動における薬事に関する課題解決のため、医療班本部において、市の医薬品等や薬剤師及び薬事・衛生面に関する情報の把握やマッチング等を行う</td> </tr> </tbody> </table> <p>【災害歯科医療コーディネーター】</p> <table border="1" data-bbox="512 2072 1465 2103"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>説 明</th> </tr> </thead> <tbody> </tbody> </table>	名 称	説 明	東京都災害薬事コーディネーター	災害時に、都が薬事に関する活動の総合調整を適正かつ円滑に行えるよう支援する者であり、東京都災害医療コーディネーターをサポートすることを目的として、都から任命された者	立川市災害薬事コーディネーター	市が行う保健医療活動における薬事に関する課題解決のため、医療班本部において、市の医薬品等や薬剤師及び薬事・衛生面に関する情報の把握やマッチング等を行う	名 称	説 明
名 称	説 明								
東京都災害薬事コーディネーター	災害時に、都が薬事に関する活動の総合調整を適正かつ円滑に行えるよう支援する者であり、東京都災害医療コーディネーターをサポートすることを目的として、都から任命された者								
立川市災害薬事コーディネーター	市が行う保健医療活動における薬事に関する課題解決のため、医療班本部において、市の医薬品等や薬剤師及び薬事・衛生面に関する情報の把握やマッチング等を行う								
名 称	説 明								

主な修正内容	立川市地域防災計画における修正箇所及びポイント
	<p>立川市災害歯科医療コーディネータ</p> <p>市が行う歯科医療救護活動として、口腔顎顔面領域の外傷への対応、応急歯科診療、口腔衛生対策、災害関連疾病の予防対策等を行う</p>
<p>⑥発災直後から急性期までの連携体制</p>	<p>発災直後から急性期までの連携体制を「東京都災害時医療救護ガイドライン（第3版）」に合わせ修正</p> <p>○第3部 第8章 医療救護</p> <p>発災直後から急性期までの連携体制</p> 

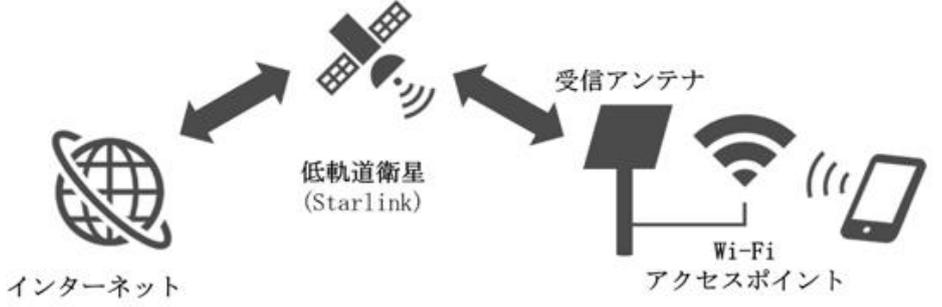
重点項目5 帰宅困難者対応策の充実

主な修正内容	立川市地域防災計画における修正箇所及びポイント
<p>①帰宅困難者対策マニュアル等の活用</p>	<p>「災害時の帰宅困難者・駅前滞留者に関する対応計画」及び「帰宅困難者対策マニュアル」を作成し明記</p> <p>○第3部 第13章 帰宅困難者対策</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>駅周辺で発生することが予想される多数の帰宅困難者に対し、災害時の帰宅困難者・駅前滞留者に関する対応計画及び帰宅困難者対策マニュアルに基づき、必要に応じて駅周辺の施設を利用して要配慮者等を優先し、一時滞在施設等への受入、保護を行う。また、二次災害を防止し、消火活動や救助活動の妨げとなることを防ぐため「むやみに移動を開始しない。」ことの周知を図り、各事業所及び警察と連携して駅前の混乱防止に努める。また、市内を通過する帰宅困難者に対しては、赤十字奉仕団や東京都が協定している事業所と連携し、情報提供や休憩場所の提供など帰宅支援を実施する。</p> <p>※ 詳細については、「災害時の帰宅困難者・駅前滞留者に関する対応計画」及び「帰宅困難者対策マニュアル」による</p>
<p>②帰宅困難者オペレーションシステム</p>	<p>帰宅困難者オペレーションシステム（キタコンDX）の運用開始を追記</p> <p>○第2部 第4章 第3節 第5項 帰宅困難者の安全確保</p> <p>【施策の方向性と事業計画】</p> <p>なお、東京都は令和6（2024）年度末から、発災時の東京都内の混雑状況や一時滞在施設の開設・運営状況を迅速に把握し、帰宅困難者等に対して情報提供するための「帰宅困難</p>

主な修正内容	立川市地域防災計画における修正箇所及びポイント
	者オペレーションシステム（キタコン DX）」を運用開始した。東京都と連携し、帰宅困難者にとって必要な情報が提供するとともに、円滑に一時滞在施設の案内・誘導等が行える体制を構築する。

重点項目6 関連機関との連携強化

主な修正内容	立川市地域防災計画における修正箇所及びポイント
①東京都との連携	<p>東京都の情報連絡要員派遣を追加</p> <p>○第3部 第3章 第1節 基本方針と所管部署</p> <p>(1) 基本方針 災害発生時の情報収集・伝達体制は、最優先で確立される必要がある。そのため、市及び防災関係機関は、各所属及び関係機関相互の通信連絡を統轄し、迅速かつ円滑な通信連絡を確保する。また、電話通信施設の被災もしくは電話輻輳(ふくそう)等により連絡困難な場合は、市防災行政無線、東京都防災行政無線、有線電話、携帯電話、メールその他利用可能な設備や伝令の派遣など、その時可能な措置を講じることで、市出先機関及び防災関係機関・団体等との情報連絡ルートの迅速な確保を優先する。 なお、東京都は区市町村の連携を密にして、円滑な応急対策の推進を図ることを目的に、情報連絡要員を各区市町村へ派遣する。</p> <p>○第3部 第3章 第5節 情報の集約・報告</p> <p>(3) 情報の報告 ① 東京都への報告 本部統括部は、災害対策基本法第53条第1項及び消防組織法第40条の規定に基づき、集約した被害情報を、東京都災害情報システム(D I S)への入力により、遅滞なく東京都へ報告する。 ただし、障害等により東京都災害情報システム(D I S)に入力できない場合は、防災行政無線、電話、F A Xなどあらゆる手段により報告する。 また、円滑な応急対策の推進を図ることを目的に東京都より派遣される情報連絡要員と密接な情報連絡の連携を図る。</p>
②情報収集と伝達体制の整備	<p>災害に強い情報伝達手段の活用や手段の多角化を追記</p> <p>○第2部 第4章 第4節 第1項 初動体制の整備と情報提供のしくみづくり</p> <p>【施策の方向性と事業計画】 (3) 情報収集・伝達体制の整備 情報収集・伝達体制については、情報収集・伝達マニュアルにより実施する。マニュアルは、訓練等により習熟を図り、必要に応じて見直しを行う。 災害時に災害関連情報を関係機関と迅速に共有し、予防・応急活動を展開していくことが重要である。発災時に確実に機能する通信手段を確保するため、災害に強い情報伝達手段の活用や手段の多角化など情報通信体制の強化を図っていく必要がある。災害時の通信手段として、災害時優先電話や防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク（東京都からスターリンクが配置されている）、職員参集システム等を使用する。 防災行政無線は、市と警察署、消防署などの防災関係機関やライフライン関連企業等との情報共有化等に使用する。 避難所となる小中学校には、非常用公衆電話を備えるため、あらかじめ有線工事をし、対応を図る。 これらの通信機器を活用して、発災時の状況や被害情報などを適宜情報収集・情報提供す</p>

主な修正内容	立川市地域防災計画における修正箇所及びポイント
	<p>るしくみづくりを進める。防災行政無線については、子局の新設、改修等により難聴地域の解消に取り組んでいる。また、情報発信機能の一元化について検討していく。</p> <p>また、被災現地の情報を収集するために、通信が途絶している地域を含め職員を派遣する体制や情報通信手段を整備するとともに、消防団や市民防災組織などの連携構築や、市民が避難時に把握した被害情報を、携帯メール、画像・動画メールなどを活用して収集するしくみづくりを進める。</p> <p>【取組事項】 衛星通信機器の管理・使用訓練の実施</p> <p>○第2部 第4章 第4節 第1項 初動体制の整備と情報提供のしくみづくり</p> <p>地域衛星通信：東京都のスターリンクのイメージ 令和5（2023）年に山間部や伊豆諸島運行の大型客船における衛星通信サービスの実証実験を実施した。その際の知見は令和6年能登半島地震において生かされた。</p>  <p>インターネット 低軌道衛星 (Starlink) 受信アンテナ Wi-Fi アクセスポイント</p> <p>出典：東京都報道発表「山間部における衛星通信サービス実証試験開始について（令和5（2023）年9月15日）」</p>
③警察署	<p>警察署の業務内容を優先度順に記載</p> <p>○第1部 第2章 第2節 東京都関係機関</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被害実態の把握及び各種情報の収集に関すること 2 被災者の救出救助及び避難誘導に関すること 3 行方不明者等の捜索及び調査に関すること 4 遺体の調査等及び検視に関すること 5 交通の規制に関すること 6 緊急通行車両確認標章に関すること 7 公共の安全と秩序の維持に関すること <p>救助・救急活動の内容を更新</p> <p>○第3部 第7章 第3節 関係機関等の連携</p> <p>活動内容</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 救出救助活動は、生存者の救出を最優先に行う。 ② 救出した負傷者は速やかに医療救護所等に引き継ぐ。 ③ 救出救助活動に当たっては、重機类等装備資機材等を有効に活用する。 ④ 救出救助活動を速やかに行うため、第一次交通規制及び第二次交通規制を実施する。 ⑤ 東京消防庁、自衛隊、防災市民組織等と連携協力し、救出救助に万全を期する。 <p>東海地震注意情報時の混乱防止措置の内容を更新</p> <p>○第7部 第4章 第4節 注意情報時の混乱防止措置（危機管理対策室・立川警察署・NTT東日本）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集と広報活動 注意情報発表後は、関係機関等と連携協力して、ライフライン・駅等の状況、道路交通状況等混乱防止を図るための情報の収集に努めるとともに、市民等に対して注意情報が発表された場合の運転者のとるべき措置等について、積極的な広報活動を行い、冷静に対応するよう呼び掛ける。 2 混乱の未然防止活動

主な修正内容	立川市地域防災計画における修正箇所及びポイント								
	<p>混乱が発生するおそれがある施設・場所等に、必要な部隊を配備して混乱防止措置をとる。</p>								
<p>④消防署</p>	<p>消防署との連携内容の追記</p> <p>○第2部 第4章 第3節 第1項 避難行動要支援者等支援対策</p> <p>(7) 消防署と連携した避難行動要支援者の安全確保 立川消防署住宅防火防災対策推進会議の結果を踏まえ、住まいの防火防災診断や防災訓練の実施、緊急通報システムを活用した協力体制づくり等、災害時における避難行動要支援者の安全確保に向けた取組を消防署と連携し推進する。</p> <p>消防署の活動を分かりやすい表現に更新</p> <p>○第3部 第6章 第3節 消防署（東京消防庁）の活動</p> <p>(1) 活動態勢 気象庁の発表で、東京都23区、東京都多摩東部及び多摩西部のいずれかに震度5強以上が観測された場合等において、職員を震度階に応じて段階的に非常招集し対応にあたる。</p> <p>(2) 消防署の活動基本方針 震災時には火災、救助、救急事象等が同時多発的に発生することから、消防力を効率的に運用し、人命の安全確保と被害の軽減を図る。</p> <p>救助・救急活動の内容を更新</p> <p>○第3部 第7章 第3節 関係機関等の連携</p> <p>活動内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 救助・救急活動は、ポンプ隊、救急隊が連携し、救助・救急資器材を活用し、組織的な人命救助・救急活動を行う。 救助・救急活動に必要な重機・救急資器材等に不足を生じた場合は、関係機関との協定に基づいて迅速な連携を図り、実効性のある活動を行う。 消防署に駆け付ける近隣住民等の救護のために仮救護所を設置するとともに、必要に応じて、救助・救急現場に現場救護所を設置し、医療関係機関、消防班、災害時支援ボランティア等と連携し、救急資器材等を有効に活用して傷病者の救護にあたる。 救急救命士等のトリアージに基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車等を活用して、医療機関へ迅速に搬送する。 警視庁、自衛隊、東京DMAT、市民防災組織等と連携協力し、救助・救急活動に万全を期する。 								
<p>⑤自衛隊の受入</p>	<p>自衛隊は自衛隊の計画により活動することを追記</p> <p>○第3部 第5章 第4節 自衛隊派遣要請</p> <p>(5) 自衛隊の受入 本部指揮所班は、自衛隊の派遣が決定したときは、次のとおり部隊の受入体制を準備する。なお、立川市の各施設は、避難所、応援職員受入施設、帰宅困難者一時滞在施設等に使用し、自衛隊の受入が困難である。自衛隊は、自衛隊の計画により、災害の規模に応じた拠点から活動する。</p> <table border="1" data-bbox="507 1671 1469 2085"> <tbody> <tr> <td data-bbox="507 1671 759 1744">連絡窓口</td> <td data-bbox="759 1671 1469 1744">○ 本部指揮所班は連絡担当者を定め、派遣自衛隊には連絡員の派遣を要請し、連絡窓口を一本化する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="507 1744 759 1899">作業計画</td> <td data-bbox="759 1744 1469 1899">○ 応援を求める作業について、速やかに作業計画を立てる。 ○ 必要な資機材を確保する。 ○ 作業に関係のある施設の管理者に対し、施設利用の了解を得る。 ○ ヘリポートを設置、確保する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="507 1899 759 2011">先遣隊及び連絡員の受入拠点の確保</td> <td data-bbox="759 1899 1469 2011">○ 市役所に先遣隊及び連絡員用の事務のできる部屋、駐車場を確保する。 ○ 派遣部隊の活動に対し、周辺住民の積極的な協力を求める。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="507 2011 759 2085">受入拠点候補地</td> <td data-bbox="759 2011 1469 2085">○ 災害の状況に応じた自衛隊の計画により、立川市内外の施設を拠点とする。</td> </tr> </tbody> </table>	連絡窓口	○ 本部指揮所班は連絡担当者を定め、派遣自衛隊には連絡員の派遣を要請し、連絡窓口を一本化する。	作業計画	○ 応援を求める作業について、速やかに作業計画を立てる。 ○ 必要な資機材を確保する。 ○ 作業に関係のある施設の管理者に対し、施設利用の了解を得る。 ○ ヘリポートを設置、確保する。	先遣隊及び連絡員の受入拠点の確保	○ 市役所に先遣隊及び連絡員用の事務のできる部屋、駐車場を確保する。 ○ 派遣部隊の活動に対し、周辺住民の積極的な協力を求める。	受入拠点候補地	○ 災害の状況に応じた自衛隊の計画により、立川市内外の施設を拠点とする。
連絡窓口	○ 本部指揮所班は連絡担当者を定め、派遣自衛隊には連絡員の派遣を要請し、連絡窓口を一本化する。								
作業計画	○ 応援を求める作業について、速やかに作業計画を立てる。 ○ 必要な資機材を確保する。 ○ 作業に関係のある施設の管理者に対し、施設利用の了解を得る。 ○ ヘリポートを設置、確保する。								
先遣隊及び連絡員の受入拠点の確保	○ 市役所に先遣隊及び連絡員用の事務のできる部屋、駐車場を確保する。 ○ 派遣部隊の活動に対し、周辺住民の積極的な協力を求める。								
受入拠点候補地	○ 災害の状況に応じた自衛隊の計画により、立川市内外の施設を拠点とする。								

主な修正内容	立川市地域防災計画における修正箇所及びポイント
⑥消防団員	<p>消防団員の確保への課題整理を変更</p> <p>○第2部 第4章 第4節 第2項 消防力の強化</p> <p>【施策の方向性と事業計画】 (2) 消防団の充実、強化 ① 消防団への連絡体制の整備 災害発生時の消防団員への連絡を迅速かつ的確に行うため、職員参集システム等を活用し、団員の安否確認と参集の可否を把握するとともに、災害情報の伝達を行う。 ② 消防団員の確保への課題整理 青年層等を始めとした団員の入団促進等に取り組むとともに、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境を整備し、消防団に参加しやすい環境をつくり、団員の確保に努める。 ③ 消防団の訓練・研修の充実と処遇の改善 立川消防署及び東京都消防訓練所と連携し、必要な資格の取得など団員の消防活動技術の向上と団員自らの安全を確保するための訓練や研修機会の確保と内容の充実を図る。また、処遇の改善に向けた検討を行う。</p>
⑦避難行動要支援者等支援の連携	<p>避難行動要支援者等支援において連携していく主体を追記</p> <p>○第2部 第4章 第3節 第1項 避難行動要支援者等支援対策</p> <p>【現状と課題】 市内には、多数の要介護者、身体障害者、知的障害者及び精神障害者（精神保健福祉手帳所持者）が居住しているが、災害時に「特に支援を必要とする方」に迅速な支援を行うため、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体と連携し、今後より一層避難行動要支援者の情報の把握、管理や支援のしくみづくりを進めていくことが必要となる。</p>
⑧民間事業者を活用した災害時物資支援	<p>物資の受入・輸送に民間事業者等を活用することを追記</p> <p>○第2部 第4章 第3節 第4項 食料・日用品・飲料水等の確保</p> <p>【施策の方向性と事業計画】 (5) 物資の受入・輸送体制の整備 国や東京都、さらには全国から寄せられた支援物資は、物資集配拠点で受入と仕分けを行い、各避難所等へ輸送されることから、物資の受入から輸送に至る手順等を示したマニュアルを作成する。国の手引き、東京都のガイドラインを参考に、民間の物流事業者等の施設・設備・ノウハウを効果的に活用し、物資集配拠点の開設・運営を行う。あわせて、輸送に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。 また、避難所で必要とされる物資は刻々と変化するため、国の手引き、東京都のガイドライン等を参考にタイムラインに沿った調達品目について検討する。</p> <p>【取組事項】 民間事業者等を活用した災害時物資集配拠点の開設・運営</p> <p>○第3部 第13章 第5節 支援物資の受入・配分</p> <p>(2) 支援物資の保管・仕分け・輸送 一次避難所における支援物資の保管・仕分けは避難所班が、輸送は物資調達班が担当し、それぞれ物流業者やボランティア等の協力を得て行う。なお、支援物資集配拠点での支援物資の受入・保管・仕分けは、協定締結事業者と協力し物資配布班が行う。</p> <p>■支援物資集配拠点 ○ 協定締結事業者施設 ○ 泉市民体育館 ○ 柴崎市民体育館 ○ 東京都多摩広域防災倉庫</p> <p>【二次集配拠点】 ○ 学校給食東共同調理場 ○ 学校給食西共同調理場</p>

主な修正内容	立川市地域防災計画における修正箇所及びポイント
<p>⑨事務分掌の再編</p>	<p>組織改正に伴う事務分掌の再編等、発災直後の人手不足に関する注釈を追記 ※事務分掌の詳細は記載を省略する</p> <p>○第3部 第1章 第3節 災害対策本部の組織と職員態勢</p> <p>立川市災害対策本部 事務分掌</p> <p>※ () 内の数値は、令和7(2025)年度時の定員数を示す。条例内定数のうち、派遣職員・課付休職者・過員を含まず、欠員を含んだ数。</p> <p>※ 発災直後は、どの班も人手不足に陥ることから、全班で臨機応変に対応することが求められる。本部指揮所班は職員班と連携し、全体調整のもと、人手不足を改善するため人員の再配置を実施する場合がある。</p> <p>※ 子ども家庭部、福祉部及び保健医療部に所属する保健師は、発災後72時間は医療救護班の応急活動にあたる。</p> <p>※ 競輪場では新たに避難所機能を追加するため、帰宅困難者対応等において人員の増配置を考慮する。</p>
<p>⑩広域応援要請</p>	<p>中長期の職員派遣の要請を追記</p> <p>○第3部 第5章 第2節 広域応援要請</p> <p>(2) 東京都への応援要請</p> <p>市長(本部長)は、必要と認めるときは災害対策基本法第68条に基づき、都知事に対し応援の要請を行う。</p> <p>応援要請または職員の派遣要請は、応援の内容等を明らかにした上で文書にて行うが、緊急の場合は、電話、東京都防災行政無線・東京都災害情報システム(D I S)等で要請し、後日文書を送付する。</p> <p>また、東京都を通じ、総務省の応急対策職員派遣制度に基づき、総括支援チーム及び対口支援チームの派遣を要請するとともに、必要に応じ、中長期の職員派遣についても派遣要請を行う。</p>
<p>⑪協定締結</p>	<p>新たに締結した協定の概要を追記</p> <p>○関連資料 支援協定</p> <p>※新たに締結した協定</p> <p>89 災害時における公衆浴場等の被災者支援の協力に関する協定書 令和6(2024)年7月31日 立川市内銭湯事業者(立川湯屋敷梅の湯・松見湯・美保湯)</p> <p>90 災害時及び平時における物資等の供給に関する協定書 令和7(2025)年3月27日 エレコム株式会社</p> <p>91 防災対策及び災害対応への協力に関する協定書 令和7(2025)年10月29日 NTT東日本株式会社、株式会社NTT Landscape</p> <p>92 災害時におけるキッチンカーによる炊き出し等の実施に関する協定書 令和7(2025)年10月29日 株式会社多摩ケータリング倶楽部</p>

重点項目7 その他

主な修正内容	立川市地域防災計画における修正箇所及びポイント
<p>①被害想定のもととなる人口・建物数</p>	<p>被害想定にかかる人口と建物数を記載</p> <p>○第2部 第2章 第1節 東京都防災会議による被害想定</p>

主な修正内容	立川市地域防災計画における修正箇所及びポイント
	東京都の被害想定では、夜間人口は総務省「令和2（2020）年国勢調査」、昼間人口は総務省「平成27（2015）年国勢調査」、建物棟数は総務省「令和2（2020）年度固定資産価格等の概要調査」をもとに被害想定を算出している。
②被害想定 of 電気停電率	<p>電気停電率の被害想定を追記</p> <p>○第2部 第2章 第1節 東京都防災会議による被害想定</p> <p>○ ライフラインは、立川断層帯地震で上水道の断水率が28.1%、電気停電率が22.4%となる。</p> <p>※ 各地震の被害想定表に電気停電率の被害想定を追記</p>
③能登半島地震の被害	<p>能登半島地震における被害状況の概要を追記</p> <p>○第2部 第3章 市民・地域、事業所等と行政の役割分担</p> <p>令和6（2024）年に発生した能登半島地震では、最大震度7の地震が発生し、能登半島で約2mの変動や最大4mの隆起、石川県、富山県、新潟県の広い範囲で液状化、日本海側の多くの地域で津波が観測され、死者が245人、全壊、半壊建物が27,551棟となる被害が発生した。</p>
④消防活動時に注意が必要な区域	<p>東京消防庁として「消防活動困難区域」という文言の定義がないため、「消防活動時に特に注意が必要となる区域」へ表現を修正</p> <p>○第2部 第2章 第2節 減災目標1</p> <p>【減災対策】</p> <p>① 建物の不燃化の推進と消防活動時に特に注意が必要となる区域の解消</p> <p>ア 住宅・建築物の不燃化</p> <p>・住宅・建築物の不燃化を進める。特に、木造住宅が密集している消防活動時に特に注意が必要となる区域の解消を目指す。</p> <p>○第2部 第2章 第2節 減災目標2 ※上記と同様</p> <p>○第2部 第3章 第1節 建築物の耐震化や市街地等の整備 ※上記と同様</p> <p>○第2部 第4章 第1節 第1項 市街地の安全対策</p> <p>消防署は、道路が狭あいなどで消火活動時に特に注意が必要となる区域を市内に17か所指定している。</p>
⑤橋りょうの維持管理	<p>橋りょうの維持管理方法について補足</p> <p>○第2部 第4章 第1節 災害に強い都市（まちづくり）</p> <p>一方、道路・橋りょうは、平常時には市民の生活や経済活動に大きな役割を果たすと同時に、災害時には、応急・救助活動や物資の輸送、避難路、延焼遮断帯として機能する。そのため都市計画道路をはじめとした道路網の整備を進めるとともに、沿道の建築物の耐震化、橋りょうの補修・補強による計画的な維持管理に取り組む。</p> <p>○第2部 第4章 第1節 第2項 道路・橋りょうの整備</p> <p>（3）橋りょうと歩道橋</p> <p>立川市が管理する橋長2m以上の橋りょうは43橋、横断歩道橋は8橋あり、高度経済成長期に建設が集中していることから、老朽化への対応が喫緊の課題となっており、補修・補強を進めていく必要がある。</p> <p>市内緊急輸送道路上の橋りょうは15橋（うち1橋は跨道橋）あり、令和7（2025）年3月の調査において健全度区分Ⅰ（健全）が6橋、健全度区分Ⅱ（予防保全段階）が9橋、また、市内緊急輸送道路を跨ぐ横断歩道橋は4橋あり、健全度区分Ⅰ（健全）が2橋、健全度区分Ⅱ（予防保全段階）が2橋となっている。</p> <p>○第2部 第4章 第1節 第3項 オープンスペースの確保</p> <p>（3）橋りょうと歩道橋の対策</p> <p>立川市橋りょう長寿命化修繕計画に基づき、優先度の高い橋りょう及び横断歩道橋の補修・補強を優先的に進めるとともに、定期的に点検を行うことにより、適宜、計画を見直</p>

主な修正内容	立川市地域防災計画における修正箇所及びポイント
	し、適正な維持管理を行う。
<p>⑥下水道の災害対策</p>	<p>下水道の災害対策の現況を更新、上下水道一体の耐震化を追記</p> <p>○第2部 第4章 第1節 第4項 ライフラインの整備</p> <p>【現状と課題】 (2) 下水道 平成9（1997）年度に下水道施設の耐震指針が改定されたが、市内の下水道施設のほとんどはそれ以前に整備され、大規模地震に対応した耐震性能の不足が懸念されるが、全ての施設の耐震化を実施するためには、多くの時間と多額の費用を要する。そのため、重要かつ緊急性の高い下水道管を優先して対策すること、避難所のトイレ機能を確保することなどを目的として、平成21（2009）年度に「下水道総合地震対策計画」を策定した。その後、平成23（2011）年3月の東日本大震災の経験を踏まえ、平成23（2011）年度に計画の見直しを行った。</p> <p>これにより、一次避難所等のトイレ機能を確保するための下水道管の耐震化については、平成30（2018）年度末に全て完了した。鉄道横断部における緊急性の高い下水道管は、平成25（2013）年度に耐震化が完了し、柏町汚水中継ポンプ場の流入下水道管は、平成22（2010）年度に耐震化が完了した。マンホールトイレは、計画に基づき順調に整備が進み、平成28（2016）年度に市内全小中学校等（30施設）に、合計258基の設置が完了した。重要な下水道管の耐震化については、老朽化対策として緑川幹線の改築を平成28（2016）年度より実施している。令和6（2024）年度末の改築率は50.1%である。</p> <p>また、災害時においても下水道業務を継続して行うため、令和6（2024）年3月に改定した「立川市下水道事業業務継続計画」に関連する「震災下水道応急対応計画行動マニュアル」、「災害時応急給水マニュアル」、「ポンプ場地震対策マニュアル」等に基づき、訓練を毎年実施している。</p> <p>さらに、令和6（2024）年に発生した能登半島地震の経験を踏まえ、上下水道一体で耐震化を推進するために、令和6（2024）年度に策定した「立川市上下水道耐震化計画」に基づく事業の実施を進める。</p> <p>○第2部 第4章 第1節 第4項 ライフラインの整備</p> <p>【施策の方向性と事業計画】 (2) 下水道 令和6（2024）年度に策定した「立川市上下水道耐震化計画」に基づき、重要施設下流の下水道施設の耐震化を進める。</p> <p>錦町ポンプ場では、震災時に送水機能やポンプ機能を確保するための減災対策を進める。雨天時対応ポンプ施設については、耐震性がなく老朽化しているため、更新を含め検討する。</p> <p>また、下水道施設は、市民生活にとって重要なライフラインであり、災害時にもその機能を維持または早期回復を図ることが必要なため、「立川市下水道事業業務継続計画」に定められている点検項目の確認や、各マニュアルに基づく訓練等の実施を行う。</p> <p>【取組事項】 下水道BCPや各マニュアルに基づく訓練等の実施 緊急性の高い下水道管の耐震化</p>
<p>⑦電気の災害対策</p>	<p>無電柱化整備の現況を更新、ポータブル蓄電池を追記</p> <p>○第2部 第4章 第1節 第4項 ライフラインの整備</p> <p>【現状と課題】 (3) 電気 東京電力パワーグリッドは、電力の安定供給を図るため、電力系統のネットワーク化を行い、一つの系統に障害が生じても、別のルートにより送電を可能としている。</p> <p>立川市では、震災に強いといわれる無電柱化について、国や東京都の制定する『無電柱化推進計画』に参画し、「都市防災の機能の強化」「安全で快適な歩行者空間の確保」、及び「良好な都市景観の創出」を基本方針として、令和2（2020）年4月に「立川市無電柱化推進計画」を策定した。</p>

主な修正内容	立川市地域防災計画における修正箇所及びポイント
	<p>市内における無電柱化の現状については、平成16(2004)年「立川市無電柱化整備計画」、平成21(2009)年「第2次立川市無電柱化整備計画」及び令和2(2020)年「立川市無電柱化推進計画」等に則り、事業に取り組んでおり、令和8(2026)年3月末時点の市道の無電柱化整備については、約10kmが完了している。</p> <p>現在進めている「立川市無電柱化推進計画」においては、計画延長が約14.7kmであり、そのうち約0.16kmが完了している。</p> <p>さらに、災害時における停電復旧及び啓開作業の相互協定に関する覚書に基づき、東京電力パワーグリッドと連携して、電力の復旧に支障となる障害物等の除去及び応急措置を実施する。</p> <p>○第2部 第4章 第1節 第4項 ライフラインの整備</p> <p>【施策の方向性と事業計画】 (3) 電気・ガス・電話 立川市無電柱化推進計画に基づき、計画的に電線類等の地中化に取り組む。 電気については、災害時にも電力が安定供給され、市民生活に支障を来さないよう、電力施設の耐震化や地中化、電力システムのネットワーク化、応急復旧体制の整備など、災害対応能力の向上について要請する。 また、自動車メーカーとの災害時支援協定の締結に基づき、給電車両等を使用した電源の確保を図るとともに、一次避難所やクリーンセンター「たちむにい」に備蓄しているポータブル蓄電池の有効活用を図る。</p>
<p>⑧公共施設の家具類の転倒防止等進</p>	<p>公共施設の家具類の転倒防止等を追記</p> <p>○第2部 第4章 第1節 第8項 建築物内部の安全性の向上</p> <p>【施策の方向性と事業計画】 (1) 公共建築物等の天井落下防止、ガラスの飛散防止、備品の転倒・落下・移動防止 全公共施設について点検を実施し、優先順位を定めて対策を推進する。 なお、家具類の転倒、落下、移動防止にかかることについては、東京消防庁の「家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブックー室内の地震対策ー」を参考に取り組む。</p>
<p>⑨火山噴火による大量の降灰への対策</p>	<p>火山噴火による大量の降灰への対策について追記</p> <p>○第5部 第5章 第3節 降灰対策</p> <p>大量の降灰が本市に影響を及ぼすと予想される場合の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 発生時の緊急措置、応急復旧依頼業者との連絡体制を確認する。 ○ 路徐灰、降灰の処分、一時保管(一時仮置き)に関して関連行政部局(道路、環境部局)と調整する。 ○ 宅内の火山灰を集積するために土のう袋等の配布及び集積場所、方法の調整をする。 ○ 降灰に備え道路雨水枡(泥留め)を清掃する。 ○ 排水ポンプ車、道路清掃の要請を準備する。 ○ 資機材(防塵マスク・ゴーグル等)の備蓄状況の確認をする。 ○ 火山灰からの電子機器類(データ、雨量計)を保護する。 ○ 下水道施設の懸念箇所(伏越、過去に溢水が発生した箇所)をパトロールする。 ○ 下水道施設の溢水防止のための緊急措置をする。 ○ 管理施設のフィルターが火山灰で閉塞しないように清掃及び養生する。 ○ 管理施設の火山灰からの電子機器類(データ等)を保護する。 <p>このような災害発生に備えた事前準備の遅れにより、大量の降灰の発生時の対応に支障がでる。その後の清掃作業の遅れにより、降雨発生時、道路に堆積した火山灰の下水管への流入を軽減できないため、下水道施設が機能低下もしくは使用不能となり、使用自粛又は使用制限を強いられ市民生活に大きな影響がでる。そのため降灰の処理について、オープンスペースや未利用国有地等を降灰の仮置き場に活用するなどの検討をする。</p> <p>市民等にも、火山災害に特有の降灰被害に備えた予防措置や防災対策を促す。</p> <p>降灰被害に備えた市民等の対策</p> <p>1日頃から報道機関、市、都を通じて、気象庁が発表する火山の噴火警報、噴火予報、降灰予報等を理解しておく。</p>

主な修正内容	立川市地域防災計画における修正箇所及びポイント
	<p>2 マスクや目を守るゴーグル、水、食料、医薬品、衣料品、携帯ラジオ等の非常持出用品や携帯トイレ・簡易トイレの準備をしておく。</p> <p>3 降灰を屋内に浸入させないための対策や、家族の役割分担をあらかじめ決めておく。降灰が心配される場合は、市、都、国がインターネット等で配信する、降灰予報などの情報を確認する。</p> <p>4 降灰が雨水等の流れをせき止めないように、地域ぐるみで側溝の詰まり等を取り除くなどの対策を協力して行う。</p> <p>(第2部 第4章 第3節 市民・地域、事業所等との連携・協働(しくみづくり)も参照)</p>
<p>⑩災害用トイレの必要設置数</p>	<p>災害用トイレの必要設置数の基となるガイドラインの改定</p> <p>○第2部 第4部 第4節 第5項 災害廃棄物の処理</p> <p>※ 災害用トイレの必要設置数 市町村は、スフィア基準に沿って</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生当初は、避難者 50 人あたり 1 基 ・その後、避難が長期化する場合には、20 人あたり 1 基 ・女性用と男性用トイレの比率 3 : 1 ・トイレの平均的な使用回数は、1 日 5 回 <p>として、備蓄や災害用トイレの確保計画を作成すること。</p> <p>(「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」内閣府：平成 28 (2016) 年 4 月 (令和 6 (2024) 年 12 月改定))</p>
<p>⑪復興における将来目標像</p>	<p>復興における将来目標像づくりの事前準備を追記</p> <p>○第2部 第4章 第1節 災害に強い都市(まちづくり)</p> <p>さらに、これらの取組を行っても、大規模な自然災害が発生した場合、被害を完全に防ぐことは不可能であることから、迅速な復興を進めるための手順や進め方を決め、復興における将来目標像を検討・共有するなどの事前準備が必要である。</p> <p>○第2部 第4章 第1節 第10項 復興事前準備への取組</p> <p>【現状と課題】</p> <p>東日本大震災以前は主に「地震等の災害発生時に被害を出さないようにする。」という考え方の下で、建物の耐震化や防潮堤の整備等を行う「防災対策」が進められてきた。しかし、「防災対策」が進められる中でも、東日本大震災では、甚大な被害が生じた。また、対策を進めるには多大な予算と時間を要し、これだけに頼ることは現実的ではなく、むしろ、一定の被害を前提としつつも、限られた時間と予算の中で、災害時にその被害を最小化するという「減災」の考え方も取り入れ、総合的に「防災・減災対策」を事前の対応として進められてきた。また、被災後は、早期の復興まちづくりを考えながら準備しておく「復興事前準備」の取組を進めておくことも重要である。</p> <p>・・・中略・・・</p> <p>③ 復興体制等の整備による復興までの時間短縮</p> <p>平時に復興体制を整備し、復興まちづくりに向けた取組項目、手順・手続き(実施時期)を決めておくことで、被災後、応急復旧対応と平行して復興まちづくりに取り掛かることができる。また、基礎データを事前に整理、分析及び更新しておくことで、被災後直ちに復興計画・市街地復興計画の検討を進めることができる。その結果、被災から復興までの時間を短縮することができる。</p> <p>④ より良い復興の実現</p> <p>大規模災害は、地域が被災前に持っていた人口減少や若者の流出、高齢化、産業の衰退等の課題を一層顕在化させる。</p> <p>平時から基礎データと被害想定をもとに被災後の復興まちづくりの課題を分析し、被災前よりも災害に強いまちづくりを進め、復興まちづくりの実施方針を検討しておくことで、被災後、速やかに復興まちづくりの目標や実施方針を決定することができる。</p> <p>これにより、その後の住民意向や地域特性を踏まえた復興を円滑に進めることができ、より良い復興(ビルド・バック・ベター)を実現することができる。</p>

主な修正内容	立川市地域防災計画における修正箇所及びポイント
	<p>○第2部 第4章 第1節 第10項 復興事前準備への取組</p> <p>【施策の方向性と事業計画】</p> <p>(4) 復興計画の見直し</p> <p>(1)～(3)をもとに、被災後の復興まちづくりの目標と実施方針を検討した事前復興計画を第6部災害復旧・復興計画に盛り込む。</p>
<p>⑫災害時の水利用</p>	<p>貯水等の生活用水を消火活動にも使用する可能性を追記</p> <p>○第2部 第3章 第4節 避難所の運営</p> <p>飲料水の確保については、各学校の給水タンク等で提供するほか、被災2日目からは応急給水ができる体制を整備するとともに、広域応援体制を築いておく。また、生活用水については、耐震性防火貯水槽や学校のプール、農業用の井戸等により提供できる体制を整備する。</p> <p>なお、これらの活用は近隣の火災状況等を踏まえて活用を図るものとする。</p> <p>○第2部 第4章 第3節 第4項 食料・日用品・飲料水等の確保</p> <p>【施策の方向性と事業計画】</p> <p>(2) 飲料水等の確保</p> <p>・・・中略・・・</p> <p>飲料水として給水タンク等により約937t（約31万人分）を確保する。</p> <p>このほか、災害対策用井戸、各学校のプールに各200～300t、防火水槽各20t～数百t等により生活用水を確保する。</p> <p>なお、これらの活用は近隣の火災状況等を踏まえて活用を図るものとする。</p>
<p>⑬応援受入拠点の確保</p>	<p>応援受入拠点を追加</p> <p>○第3部 第5章 第2節 広域応援要請</p> <p>応援受入拠点の確保</p> <p>○ 宿舎、屋内施設、駐車場としてクリーンセンター「たちむにい」、立川競輪場、立川拘置所、立川市役所北側広場を確保する。</p>
<p>⑭行方不明者の対応策</p>	<p>行方不明者の対応策の内容精査により更新</p> <p>※「搜索依頼届出」を「行方不明者届」に変更</p> <p>○第3部 第15章 行方不明者の搜索・埋火葬</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>災害発生直後（発災後72時間を目安とする。）においては、生存者救出を最優先として、行方不明者の搜索を行う。遺体の搜索から火葬までの措置は、発災後10日以内完了を目標として行う。遺体の検視、検案は、令和2（2020）年8月に災害時における遺体の収容、安置等について締結した協定に基づき、葬祭事業者の施設・設備の活用を基本とする。ただし、葬祭事業者の施設・設備が使用できなかった場合は、泉・柴崎体育館のどちらかを指定する。実施にあたっては、各部の行う復旧対策と連携し活動を行うとともに、東京都・他市町村・道府県・関係機関・団体・協定事業所・関連業者・専門家・ボランティア・市民・事業所等に広く協力を求め、最大限の体制を確保し、迅速かつ混乱を最小限にとどめるよう配慮し行う。</p> <p>○第3部 第15章 第2節 行方不明者の搜索及び調査</p> <p>(3) 行方不明者の搜索</p> <p>⑤ 行方不明者を発見した場合の措置</p> <p>搜索者は、行方不明者を発見したときは直ちに保護するとともに、警察署及び市に連絡し、警察署は届出人その他関係者に連絡する。</p> <p>搜索活動中に遺体を発見したときは、警察署及び市に連絡し、行方不明者との関連性を調査する。発見した遺体は、現地最寄りの遺体収容所に生活支援班が調整を図り収容し、検視へつなげる。</p>
<p>⑮遺体の安置・処置</p>	<p>遺体の安置について変更</p>

主な修正内容	立川市地域防災計画における修正箇所及びポイント
	<p>○第2部 第4章 第4節 第6項 遺体の収容・安置・埋火葬</p> <p>【現状と課題】 (1) 遺体の安置 遺体収容所は、令和2（2020）年8月に災害時における遺体の収容、安置等について締結した協定に基づき、葬祭業者の施設・設備の活用を基本とする。ただし、葬祭事業者の施設・設備が使用できなかった場合は、泉・柴崎体育館のどちらかを指定する。</p> <p>○第2部 第4章 第4節 第6項 遺体の収容・安置・埋火葬</p> <p>【施策の方向性と事業計画】 (1) 遺体の収容・安置・埋火葬体制の整備 遺体収容所の設置場所については、葬祭事業者の施設・設備の活用を基本として指定する。ただし、葬祭事業者の施設・設備が使用できなかった場合は、泉・柴崎体育館のどちらかを指定する。指定にあたっては、次の事項について、あらかじめ関係機関と協議を行い、条件整備に努める。</p> <p>① 遺体収容所の管理者の指定等、管理全般に関する事項 ② 検視・検案未実施遺体の一時保存等の取り扱いに関する事項 ③ 遺体収容所設置等に供する資器材の確保、調達、保管及び整備に関する事項</p> <p>行方不明者の搜索、遺体の搬送（車両の提供）や遺体収容所での資材（棺、ドライアイス等）の確保についても、葬祭事業者との協定に基づき、具体的なマニュアルを整備する。また、民間の斎場との協定を締結する。 立川聖苑での火葬が集中することを想定し、あらかじめ関係自治体で調整方法を協議するほか、広域的な対応についてのマニュアルを作成する。</p> <p>遺体の処置策の内容精査により更新</p> <p>○第3部 第15章 第3節 遺体の処置</p> <p>(1) 遺体の処置方法 ① 遺体の収容等 大規模震災時には多数の死者が発生するおそれがあるが、死者の尊厳と遺族の感情を十分に考慮し、遺体の収容から引渡しまで適切に行う。 行方不明者の遺体を発見したときは、警察署及び市等連絡する。 発見された遺体は、遺体収容所（協定締結葬祭事業者等）に搬送し、検視班は、法令及び警視庁の内規に基づき、遺体の検視及び身元確認に必要な資料の採取等を行う。</p> <p>※ 検視・検案 検視とは、検察官又は警察官等が、犯罪性の有無を明らかにするため遺体等を調査することをいうが、本計画においては「警察官が、死因及び身元を明らかにするため、遺体の外表について観察・記録等すること」を含むものとする。検案とは、監察医（医師）が死亡原因を調べることをいう。</p> <p>■遺体の収容から安置、引渡しまでの流れ ア 遺体収容所への搬送 遺族等による搬送が困難な遺体を、検視・検案のため、市または協定事業所等が指定された収容所へ搬送する。</p> <p>○第3部 第15章 第4節 遺体の埋火葬</p> <p>(9) 他市火葬場への応援要請 ① 応援要請 生活支援班は、立川聖苑が地震等の被害により使用できない場合及び火葬場の火葬能力を上回る死者が発生した場合は、東京都へ広域火葬の応援・協力要請を行う。また、必要に応じて他市の火葬場へ応援要請を行う。</p>
<p>⑩廃棄物のアスベスト含有への注意</p>	<p>廃棄物のアスベスト含有について注意喚起のため明記</p> <p>○第3部 第16章 災害廃棄物処理</p> <p>(1) 基本方針 ・・・中略・・・</p>

主な修正内容	立川市地域防災計画における修正箇所及びポイント
	<p>災害廃棄物には、アスベスト含有建材が含まれる可能性がある。これらの廃棄物については、関係法令及び環境省等のガイドラインに基づき、アスベストの飛散防止を徹底した上で、適切に分別、収集、運搬、処分を行う。</p> <p>※ 詳細については、「災害廃棄物処理計画・マニュアル」に定める。</p> <p>○第3部 第17章 第2節 被災建築物応急危険度判定の実施</p> <p>② 判定作業の準備・実施</p> <p>建物班は、判定作業実施の当日までに以下の準備を行い、判定がスムーズに行えるようにする。</p> <p>判定作業にあたっては、損傷した建築物からのアスベスト含有建材の飛散防止に最大限配慮する。判定員及び関係者は、必要に応じて適切な保護具を着用する。</p> <p>ア 判定マップと判定街区の割り当て イ 判定員受入名簿と判定チーム編成 ウ 判定実施マニュアル、判定調査票、判定標識、判定備品 エ 判定建物の範囲（規模、用途）</p>
<p>⑰被災住宅の緊急の修理</p>	<p>被災住宅の緊急の修理を追記</p> <p>○第3部 第20章 第4節 被災住宅の応急修理及び緊急の修理</p> <p>(1) 応急修理の目的</p> <p>応急修理は、災害救助法が適用された地域における住宅の被害拡大防止のための緊急的な措置として、震災により住家が半壊（半焼）もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた場合、居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災した住宅の居住性を維持する。また、取り壊しに伴う災害廃棄物の発生や応急仮設住宅等の需要の低減を図る。</p> <p>緊急の修理は、住家が半壊（半焼）もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具（玄関、窓やサッシ等）等の必要な部分に対して、ブルーシートの展張などの知識・経験を有する建設業者・団体等の協力を得て、速やかに緊急の修理を行うことを目的とする。</p> <p>(2) 対象者</p> <p>応急修理の対象者は、災害のため、住家が半壊（半焼）もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者。</p> <p>緊急の修理の対象者は、災害のため、住家が半壊（半焼）もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者。</p> <p>・・・中略・・・</p> <p>(4) 応急修理及び緊急の修理の方法</p> <p>① 実施方法</p> <p>被災した住宅の応急修理は、建築業者に請け負わせて、現物を持って行うものとし、屋根、居室、炊事場、便所等日常生活上欠くことができない部分の応急修理を行うものとする。</p> <p>緊急の修理は、修理業者等に請け負わせて、現物を持って行う。屋根、外壁、窓等の損傷個所に対するブルーシート、ベニヤ板、落下防止ネット等による、被害拡大を防止する緊急的な措置とする。</p> <p>② 期間</p> <p>応急修理は原則として、災害発生の日から3か月以内に完了する。</p> <p>緊急の修理は原則として、災害発生の日から1か月以内に完了する。</p>
<p>⑱備蓄品の補足</p>	<p>季節を考慮した備蓄品の必要性を追記</p> <p>○第2部 第4章 第3節 第4項 食料・日用品・飲料水等の確保</p> <p>【施策の方向性と事業計画】</p> <p>(1) 食料・日用品等の確保</p> <p>自らの生命は自ら守ることを基本的な考え方として、災害対策基本法にも記載があるとおり、市民は日ごろから各家庭で、災害時の食料・身の回り品について備蓄を強く進める。</p>

主な修正内容	立川市地域防災計画における修正箇所及びポイント
	<p>1人概ね7日分の備蓄を確保する。また、食料の備蓄と同様に簡易トイレや携帯トイレの備蓄も重要である。さらに、夏季発災時における熱中症対策や冬季発災時における防寒対策など、あらゆる季節を想定した備蓄品を考えておく必要がある。</p>
<p>⑬感震ブレーカーの設置促進</p>	<p>感震ブレーカーの設置促進を追記</p> <p>○第2部 第3章 第2節 被害を軽減するための取組</p> <p>市民は、まず身の安全を確保し、ゆれが収まってから火の元の安全確認を行い、万一火災が発生した場合には、消火器や風呂水等で初期消火に努めることを心がけるようにする。なお、阪神・淡路大震災では、停電後の通電による火災の発生が多かったことから、避難する場合には、必ず電気のブレーカーを切るように徹底する必要がある。あわせて感震ブレーカーの設置を促進する。</p> <p>○第7部 第6章 第1節 市民の取るべき措置</p> <p>(1) 平常時</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 東海地震の発災に備え、地域内の危険箇所を点検・把握し、避難方法についても確認する。 ② 自宅に消火器を備えたり、感震ブレーカーを設置したりするなど防火防災用品を準備する。 ③ 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の飛散防止を図る。 ④ ブロック塀等の点検補修など、家の外部についても安全対策を図る。 ⑤ 概ね7日分の水（1人1日分の最低必要量3L）、食料の備蓄、医薬品・携帯ラジオなど非常持出品の準備をする。 ⑥ 家族で対応措置を話し合う。 ⑦ 防災訓練に積極的に参加し、防災行動力を高める。 <p>市・消防署、市民防災組織等が行う防災訓練や防災事業へ積極的に参加し、防災に対する知識、行動力を高める。</p> <ol style="list-style-type: none"> ⑧ 避難行動要支援者がいる家庭は、差し支えがない限り事前に隣近所や市民防災組織、消防署・交番等に知らせる。 ⑨ あらかじめ隣近所相互間で災害時の協力について話し合う。

※関連資料内の施設名の加除修正、所在地の変更、備蓄品等の詳細は記載を省略する。

※特定避難所について、本編記載を前述しているため、関連資料内の記載を省略する。